

(別表1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1. 現状

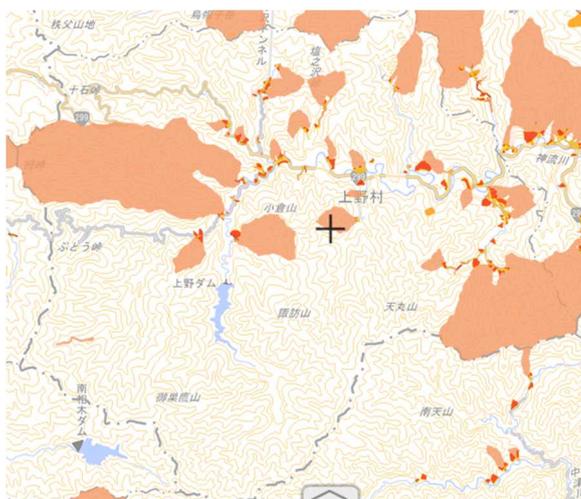
##### (1) 地域の災害等リスク

町の中央部を西から東へと流れる神流川の両岸は、支流が複雑に入り組み、極めて急峻な地形が連続した起伏の激しい狭隘な地形をなす山間地域である。平均1,000mの前後の山々が連なり、林野面積が村の94.1%に及んでいる。これに対し、農耕地面積は1.8%と極めて少ない典型的な山村である。



##### 【土砂災害への警戒：国土交通省 重ねるハザードマップ】

山間部の檜原や乙父は、地すべり等の土砂災害が発生する恐れがある「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」に指定されている箇所位置している。



##### 【洪水、浸水災害への警戒：群馬県水害リスク想定マップ】

令和元年の台風第19号の大雨の影響により、町内を東西に流れる神流川が増水し、一部地域では氾濫があった。また、1事業所においては、作業場が床上浸水となり機械類などに甚大な被害が発生した。

神流川沿いは群馬県水害リスク想定マップにおいて最大規模降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合は浸水することが予想されている。

##### 【地震：地震ハザードステーション (J-SHIS)】

上野村は比較的、地震の影響が少ない地域に指定されているが、群馬県が実施した「地震被害想定調査」(平成24年6月)の予測結果によると、上野村で想定される強い地震は「関東平野北西縁断層帯主部」「片品川左岸断層」「太田断層」であり、最も大きな影響を受ける地震は「関東平野北西縁断層帯主部」で一部地域において震度5強が想定されている。

被害としては、建物損壊や上下水道の破損などライフラインへの影響などが予想される。

## 【事故】

《昭和 60 年 8 月 12 日 上野村御巢鷹の尾根 旅客機墜落》

概要：18 時 57 分頃、東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中の日本航空 123 便が上野村の御巢鷹の尾根に墜落した。

被害：被害 死者 520 人、負傷者 4 人

《平成 29 年 11 月 8 日 上野村乙母 ヘリコプター墜落》

概要：14 時 30 分頃、栃木ヘリポートに向けて飛行中の東邦航空ヘリコプターが上野村乙母の藤沢橋に墜落した。

被害：被害 死者 4 人（搭乗者全員死亡）

## 【感染症：新型インフルエンザ等対策行動計画】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。一方、「新型コロナウイルス感染症」は、令和 2 年に入ってから国内での流行が見られるようになり、以後、感染者の減少と増加を繰り返しており、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が実施されているが、“変異株”の影響もあり、全国的にこれまでに経験のない感染拡大が継続している。「新型コロナウイルス感染症」については、ワクチンの接種が進められているものの、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を受けるおそれがある。現在の新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、今後新たに発生すると想定される感染症への事前対策は、非常に重要である。

### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 100 者
- ・小規模事業者数 87 者

(内訳)

商工業者の業種別内訳							
(計)	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 縮泊業	サービス業	その他
100	12	19	4	25	16	13	11

### (3) これまでの取り組み

#### 【1】当村の取り組み

##### ・上野村地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、村内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めるため、上野村防災会議が策定した。現在の計画は、平成 22 年 6 月版である。また、令和 3 年 9 月に「上野村国土強靱化地域計画」を策定済みである。

##### ・食料等の備蓄の推進

上野村地域防災計画に基づき、想定り災人口のおおむね 3 日分を目標として食料等の備蓄に努めており、また、毛布、簡易トイレ、ポータブル充電器、救急セット、感染症対策用品等の資機材も備蓄を行っている。

##### ・上野村新型インフルエンザ等（感染症）対策行動計画の策定

当計画においては、村域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、当村が実施する措置等を定めている。なお、村内での新型コロナウイルス感染症拡大を最小限に抑え、村民の安心と健康を守るために講じるべき対策を現時点で整理し、感染状況の変化に応じて、迅速かつ適切に感染症拡大防止の取組を行う必要があることから、令和 2 年 4 月に同計画の「新型コロナウイルス感染症対策編」を追加策定した。

## 【2】当会の取り組み

上野村及び群馬県と連携して、処理すべき事務又は業務の大綱は、以下の通り

- ①被災事業者に対する支援に関すること。
- ②県又は村が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。
- ③救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。

### ・事業者に対するBCP（事業継続力強化計画を含む）の施策周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では小規模事業者等に対し、BCPの周知を行っている。「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により、配布・周知を行っている。

### ・事業者BCP策定セミナー周知・開催

BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを計画している。

### ・損害保険への加入促進

当会では、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業PL保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及びぐんま共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行っている。

### ・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、ポータブル充電器、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、救急用品、工具類、軍手、ゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当会館内及び倉庫に備蓄している。

### ・新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援

特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金等の国や群馬県、上野村の施策の情報提供）、事業者への影響調査等のほか、群馬県、群馬県商工会連合会、上野村と連携しながら、感染拡大防止に向けた各種情報提供を行っている。

## 2. 課題

### （商工会の課題）

- ・当会職員には防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。
- ・緊急時におけるBCPに沿った対応トレーニングができていないため、緊急時の対応及び行動が職員に周知教育できていない。
- ・職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。
- ・感染症リスクを考慮すると、テレワークや遠隔地、事務所間とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。

### （管内事業者の課題）

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、事業者に向けた地域の災害リスクに関しての周知も不足している。
- ・管内事業者は、家族のみで経営している小規模事業者が多く、BCPへの関心は低いことから、BCPに取り組む意識も薄い。優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

### 3. 目標

- ・管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するためセミナーを開催する。
- ・事業継続力強化計画策定後の訓練実施により、行動力強化を図り災害発生時の行動力の可視化を図ります。また、訓練後、事業継続計画はP D C Aサイクルにより、常時ベストな計画で運用します。
- ・発災時、非常時における連絡体制の構築。
- ・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

■事業継続力強化計画認定：3社／年

■各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）：5社／年

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、福祉共済、貯蓄共済、その他）

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年1月1日～令和10年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

自然災害等による緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

（ア）小規模事業者に対する災害等のリスク周知

自然災害等による緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

（イ）商工会の事業継続計画の作成

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練実施等について指導及び助言を行い、P D C Aサイクルの運用を図る。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(ウ) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

(エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗について、経営指導員等が巡回窓口等で確認し、必要な場合には随時、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて、上野村事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、当村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

〈1〉大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と上野村で共有する。）

② 応急対策の方針決定

- ・当会と上野村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、下記表に基づき3日以内に上野村、県連と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> <li>④復興支援業務被害がある</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガ</li> </ul>	①相談窓口の設置

	ラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	②被害調査 ③経営課題把握
被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### ③被害状況の情報共有

- ・当会と当村は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

### 〈2〉感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

#### ①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

#### ②管内事業者の被害状況の確認

- ・当村は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

#### ③被害状況の情報共有

- ・当会と当村は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

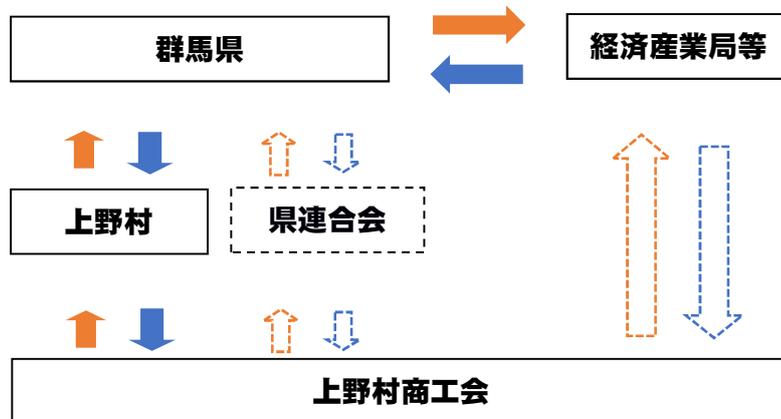
#### ④被害状況の情報報告

- ・当会と当村で情報を共有した上で、当村においては県が定める期日までに県へ報告する。  
また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

### （3）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と上野村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ検討しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、群馬県の指定する方法にて当会又は当村より群馬県商工会連合会を通じて群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、上野村と相談する。  
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や群馬県、上野村の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

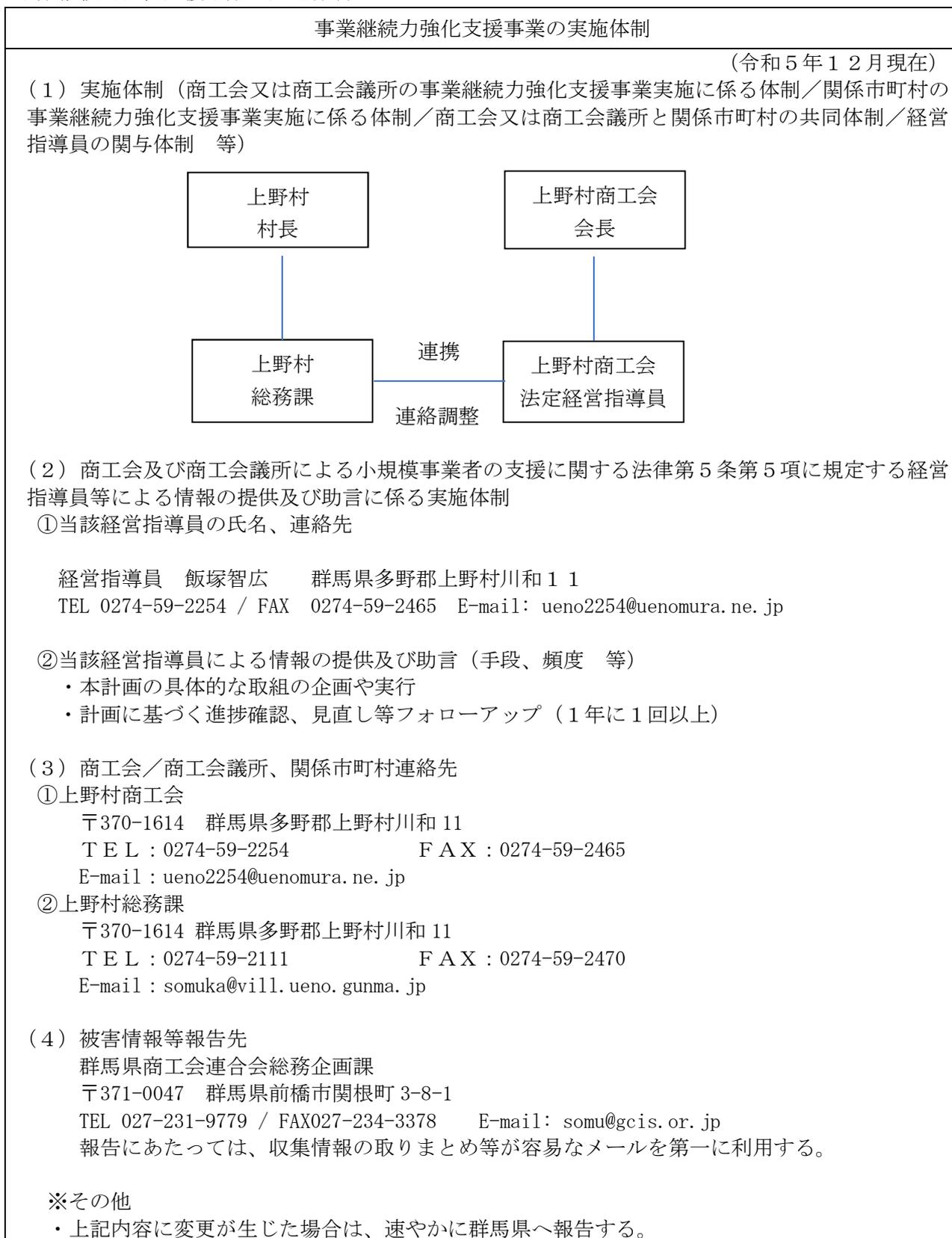
- ・群馬県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	15	125	125	135	160
・セミナー開催費	0	30	35	40	50
・専門家派遣費	0	20	25	30	35
・チラシ等作製費	15	25	25	25	25
・その他経費 (感染症対策他)	0	50	40	40	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上野村補助金、群馬県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社日本政策金融公庫 高崎支店 住 所：〒370-0826 高崎市連雀町 81 オカバ高崎ビル 5F 代表者：支店長 福島英男  ぐんま共済協同組合 高崎支店 住 所：〒370-0006 高崎市問屋町 2-7-8 高崎商工会議所 3F 代表者：支店長 森田和久
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援
連携して事業を実施する者の役割
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時に活用できる制度や商品の案内
連携体制図等
<pre>graph TD; A[日本政策金融公庫 高崎支店] -- セミナー --&gt; B[上野村商工会]; C[ぐんま共済協同組合 高崎支店] -- セミナー --&gt; B; A -- 融資制度情報提供 --&gt; D[小規模事業者等]; B -- 事業継続力強化支援 --&gt; D; C -- 保険情報提供 --&gt; D;</pre>